

## 第 40 話<三弥の遺言>の要約と参考資料

### 第 40 話<三弥の遺言>の要約

土呂久鉦山には、三弥の未練がさまよっていました。再開発を企てた人の手で、岩戸の泉福寺に三弥供養塔が建てられました。鉦山師独自の「夢買い三弥」伝説で、三弥は刑場にのぼらんとして呼びかけます。「私が掘ったのは牛尾に満たない。後世の人よ、努力を怠るな」。

### 第 40 話<三弥の遺言>の参考資料

#### 40-1 岩戸の泉福寺に建つ三弥供養塔

碑文

南無阿弥陀仏

豊後国府内 森日三弥塔

文政 5 壬午 3 月日供養

#### 40-2 文政年間の土呂久鉦山再開発

高千穂町史 郷土史編 P264

この書状には年号が無いが、発信者矢津田完治は田原「矢津田家系略」によると、文政 3 年（1820）6 月宮水御役所において、庄屋役を仰せ付けられた一とある。宛名の土持完治は岩戸村の 11 代庄屋であるが、天保 3 年（1832）3 月に退職している。従って、書状は文政 3 年以降、天保初年にかけて書かれたものと思われる。

書状の概要は田原村の栄吾が土呂久山中にある鉛山の試掘を、三本松御番所（上岩戸中野内）へ申し出たが、番所役人の話では山林方御役所（宮水代官所付き）の許可書が無いと出来ないが、地元の庄屋と私（田原村庄屋）双方の同意書が必要である。ついては、貴公様に異議無ければ、私方にも異議がないので宜しく願いしたい。詳しいことは本人が口上でお願いする一との書状である。

（略）

手紙を以て貴意を得申し上げ候 然れば其の御村内土呂久石鉄山と申す所鉛山御座候由、当村内栄吾と申し候者、右鉦山にて試し稼ぎ仕り度き旨、旧冬三本松御番所へ御内意御伺い申し上げ候由、然る処試しに仕り候ても山林方御役所より、御免書御願ひ申し上げず候ては稼ぎ相成らず候由

（略）

正月十日

矢津田完治

土持完治様

外録銀山御用留之内覚書抜（日之影町史 7「内藤家文書」 P149 より）

- 一、錫百石鉛百目土呂久山、文化三寅年手山、文政四巳年錫鉛稼方土持寛治江差免、当時も同人相稼
- 一、土呂久山之内くくる石ヨリ奥本谷迄、文政十一巳年山崎民助江稼方免之

#### 40-3 三弥が献納した日向御前の御化粧料

五ヶ瀬町史 P92-93

##### 御番所の設置

有馬氏の時代で特記すべきは御番所の設置である。

御番所と言うのは、関所を真似たものであり、関所と御番所とは本来その性質が違うのであるけれども、紀行文等では御番所を「関」と書かれている場合が多いので誤って関所と混同している向もある。正しくは関所というのは朝廷とか幕府等の国の行政庁が防衛なり取締りのために役人（代官）を派遣したり、その国の城主に管理を命じたりして通行人を調べる役所のことであり、それ以外の地方の大小名が自国内に勝手に設けたものをば「御番所」というのである。（略）幕府の関所をまねて地方の大名が設けたのが「御番所」であって、これは領内から出る物品や領外から購入する物品に対して税を徴収するのが目的で、言わば現在の税関に相当する施設であった。もちろん通行人の取締りもしたが、その方は二番目で主目的は物品税であった。

有馬直純はその奥方日向御前の湯沐料（化粧料）にあてるために御番所を設けたと言われている。日向御前というのは東照大権現と言って当時大名達が敬っていた徳川家康の孫娘になる人であるので、有馬家でも粗末には出来ない訳である。

実際は家康の長男徳川信康の娘が本多忠政に嫁して出来た子供で名を国姫といった。信康は僅か 21 歳で死ぬが、家康はこの孫娘が信康によく似ていると行って特に可愛がり、養女として駿河城に引きとって養育した娘である。

一度堀越後守忠俊に輿入れしたが、忠俊は国政不行届の故を以て領地を没収されたので、国姫は又家康に引取られて駿河城に帰っていた。ところが国姫の伯母が有馬直純を見込んで国姫の婿にとすすめたので、家康のお声がかかりで、直純は国姫を奥方に迎えることになり、肥前島原の日野江城 4 万石から 1 万 3 千石を加増されて、5 万 3 千石の日向の県（あがた）城主に任命されて延岡に移って来たのである。

日向に移ったので、国姫はその以後は「日向御前」と呼ばれることになったのである。

そういう大そうな奥方なので付添いも沢山居り、経費も相当要るので、その財源策として御番所が設けられたので、日向御前の湯沐料と言われる訳である。

有馬氏が設置した御番所は次の通りである。（以下、11 か所の御番所名と所在地が書いてあるが、省略）

- 一、三本松（豊後境界 高千穂上岩戸）  
（略）

この御番所の事を「御口屋」ともいい、番所勤務を御口屋番とも言った。

#### 宮崎県百科事典

日向御前 ひゅうがごぜん（一部引用）

1614年（慶長19）直純とともに<sup>あがたじょう</sup>県城に入り日向御前と称する。家康より化粧田として美濃国北方を、のち和州久保田、岡崎2村1100石を与えられた。延岡でも領内各地に番所を設け、出入りの貨物に運上（税）をかけ、これを湯沐料に充てたという。

（岩切悦子）

外録銀山御用留之内覚書抜（日之影町史7「内藤家文書」P179-180より）

- 一、慶長19寅年肥前国嶋原ヨリ有馬左衛門佐直純公7月13日御入国、御三代目元禄5年越後江御所替

但慶長・元和・寛永・正保・慶安・承応・明暦・万治・寛文・貞享・元禄5迄御居城、都合79年也、右年数之内森田三弥当山稼候頃合、御承知被下候通、村方にて元和之度と申、右有馬様御奥者俗ニ日向御前と今ニ申立候也、右日向御前之御化粧料、今之諸口屋番所御建被成候之由ニ申伝候也、右御番所江三弥ヨリ献納金箱并算当相残居候ニ付、御入部之頃、直ニ三弥右外録銀山仕入銀運仕候哉、又者其後御同代之内ニ仕入候哉、更ニ証書見当不申是等之年数御承知之上、尚又村方追々御聞膳被下候ハ、おいおい実否相知可申、此段申上候

#### 40-4 三弥が採掘した坑道

外録銀山御用留之内覚書抜（日之影町史7「内藤家文書」P149-150より）

- 一、外録銀山 但御城下ヨリ当時稼所迄戌亥ニ当行程凡15里

字大船

安室抜舗 但丑寅ニ剪入

是者豊後国府内森田三弥と申者相稼候由、年月不詳丑寅ニ剪入直間にて六拾五間、同卯辰之鍾ニ剪当紹句倍子子丑ニ突落し、鍾幅式尺程有之上磐落厚にて里目鍾ニ有之、モロコシ物ニ給込吹散シ并引ニも相成居、下磐水気多里柄実石にてヒルツイ鍾無之杓杖ニ相見江剪結鍾之内子丑ニ突落シ堀合躰崩込見分難相成、是迄堀出候ずり

(石偏に并) 之内多分鍾相見江申候  
三弥鋪 但丑寅に剪入  
右者三弥稼之由、潰込見分難相成候

#### 40-5 鉦山師の三弥伝承

「宮崎県日向国臼杵郡岩戸村字向土呂久銀鉦山ニ係ル取調書」(1884年)より

寛永ノ頃豊後国府内ノ住人小間物商守田三弥ナル者、或日小間物ヲ鬻<sup>ひきぎ</sup>テ来リ。途上休憩ノ俛睡眠ヲ催フセシニ忽チ夢ニ蜂ノ鼻孔ニ入り来ルアリ。而テ出テ又一ノ岩窟ニ入ルスクスル事其幾回ナルヲ知ラス。而テ蜂又タ自ラ告テ曰ク、此ノ岩窟ハ則チ銀鉦ナリ、汝之ヲ採掘シテ民利国益ヲ計レヨト。三弥恍然トシテ覺メ熟々以為ラク、是レ必ス神託ナラン、天公吾ニ幸福ヲ与フ、何ソ猶予ス可ンヤト。雀躍数回ニシテ、嘆シテ曰ク、吾身賤シ、吾家貧シキヲ如何セン、衆力ニ依ラザレバ事ノ成就ヲ期シ難シト。依テ之ヲ其近傍岩戸村ノ土民ニ謀ル。土民亦タソノ云フ処ヲ信シ、一村挙テ之ガ役タツ事ヲ望ム。於茲乎先ツ試ニ夢裡蜂ノ教示スル窟ヨリ掘採ヲ始メシニ、果シテ許多ノ銀塊ヲ得タリ。爾来幾度カ鉦脈ヲ失シ多少ノ困難ニ遭フト雖モ、屈セス撓マス遂ニ偉業ヲ起セシト云フ。三弥ハ終年驕リニ耽ケリ、時ノ国主ニ不敬ノ事アリテ一家悉ク刑戮ニ処セラレタリ。三弥將ニ刑場ニ上ラントス、衆人ニ謂テ曰ク、土呂久銀鉦ハ恰モ牛軀ノ横ハルカ如シ、予ハ僅ニ之ガ一角ヲ掘採セシノミ、予カ死固ヨリ辞セス、唯ソノ掘採ノ牛尾ニ及バザルヲ以テ遺憾ナリトス、後人希クハ努力シテ幸ヒニ予カ志ヲ継キ掘採ノ業ニ怠ル事勿レト。

(＊これは、第15話<守田三弥>の参考資料15-1と重複しています)

川原一之「土呂久に見る殉農の意識」(宮崎大学文化落差研究会編「宮崎および他の地域における文化落差に関する総合的研究」)より

土呂久には、もう一つ(村人が語る山弥伝説とは)別の山弥伝説が伝わっている。1884(明治17)年に当時の操業者が役所に届けた「向土呂久銀鉦山ニ係ル取調書」に、その伝説が要領よくまとめているので、全文を引用してみよう。

(略)

いま引用した物語を、先に紹介した物語と比較してみると、何点か興味深いことに気付かされる。

第一に、後者では三弥自身が夢をみて、その中で「汝之ヲ掘採シテ民利国益ヲ計レ」という神託を受けたことになっている。神のお告げに従って鉦山を開いたことで、鉦山業は聖なる業にまつりあげられたわけである。第二に、後者の伝承が鉦山業の公共性を強調している点が注目される。三弥は「衆力ニ依ラザレバ事ノ成就ヲ期シ難シ」と考え、村民の協力を得て鉦山を開発したことになっている。第三の相違は、前者の伝承がかなり比重を置いた没落譚を後者があっさりとして数行で片付け、その代わり三弥の遺言を述べ

ているくだりである。

「掘採ノ牛尾ニ及バザルヲ以テ遺憾ナリトス、後人希クハ努力シテ幸ヒニ予カ志ヲ継キ掘採ノ業ニ怠ル事勿レ」——まさに刑場にのぼらんとする三弥のこの絶叫を語り継ぐ必要があったのは、山弥のあとを継いだ鉦山師たちにほかなるまい。そこで後者の伝承を<鉦山師の伝承>と呼ぶことにしよう。